

## 入間市博物館条例の一部改正 制定要旨

### 1 制定の趣旨

博物館法の一部改正に伴い、入間市博物館条例において引用している博物館法の条項が変更になることから、「入間市博物館条例」の一部を改正するものです。

博物館法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月に公布されたことにより、施行日の令和5年4月1日までに入間市博物館条例で同法を引用している条項等を改正する必要があります。

今回の法改正では、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その運営の適正化を確保するために、博物館登録要件等の見直しが行われており、現在の公立博物館の設置を地方公共団体の条例により定めることとした条項（法第18条）が削除されました。このため市条例においても「博物館の設置」で引用していた規定を改めるものですが、これに併せて、博物館の役割・機能をより明確にするため、博物館法第2条第1項の規定による博物館として条例を改めるものです。

### 2 改正の内容

(1)第1条中「博物館の設置」については、博物館法第18条「公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない」の規定に基づくこととされていましたが、この条項が削除されたことから、博物館法において博物館の役割・機能（資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究等）を定義している第2条第1項を引用することで、この条項に規定する博物館として設置するものに改めます。

(2)第13条第1項中「博物館協議会」については、博物館法第20条の規定により置かれるものとなっているが、この条項が第23条に変更されることから、引用条項の項ずれを整備します。

### 3 施行日 令和5年4月1日